■ 西九州させぼ広域都市圏ロゴマーク使用の手引き

西九州させぼ広域都市圏の一体感の醸成や、その魅力をより効果的に内外へ発信していくためのシンボルとしてロゴマークを作成しました。

当手引きは、ロゴマークの使用について、必要な事項を定めたものです。

1. 利用可能なロゴマーク

- ①西九州させぼ広域都市圏ロゴマークは下図のとおりです(確定)。
- ②なお、用途に応じて色の変更や、ロゴマークとロゴタイプの分割など、自由に使用することができます。



2. ロゴマークの権限

ロゴマークに関する一切の権限は、佐世保市に帰属します。

3. ロゴマーク使用の原則

ロゴマークは、「5.ロゴマーク使用上の遵守事項」に反しないかぎり、原則として、使 用に関する手続きは不要とし、どなたでも自由に無料でご使用いただけます。

ただし、商品販売等に関わる場での使用については、事前に佐世保市政策経営課にご相談ください。

4. ロゴマーク使用例

例えば、以下のような使用を想定しています。それ以外でも使用される方々の多様なアイデアにより様々な場面で使用されることを期待します。

使用者例	使用例
住民(個人)	各種会合等の案内状、電子メール、SNS 等
町内会・自治会	回覧板、町内イベントポスター等
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー、SNS 等
商工会	幟、イベント告知、チラシ、HP、SNS 等
農業・漁業等従事者	産品包装紙、ポスター、SNS 等

学校	学園祭ポスター、HP、学校冊子等
企業・自治体	名刺、社(公)用車、ポスター、HP、SNS 等
NPO	イベントポスター、チラシ、スタッフバッジ等
商品(販売目的)	T シャツ、文房具、食品等

5. ロゴマーク使用上の遵守事項

以下に該当する場合(あるいは、該当する可能性がある場合)は、ロゴマークは使用できません。

- ・特定の個人や団体のシンボルマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用されるおそれがある場合。
- ・法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- ・都市圏の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある場合。
- ・特定の政治・思想・宗教活動に繋がるおそれがある場合。
- ・その他、ロゴマークの使用目的に鑑みて不適当である場合。

6. 事故、苦情等の処理

- ・ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブル等について、佐世保市は一切関知しません。
- ・ロゴマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生した時には、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

7. お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市企画部政策経営課

TEL:0956-24-1111 E-mail:seisak@city.sasebo.lg.jp